



金 沢 市 公 報

第 2 6 8 7 号 の 3

平成23年(2011年)4月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について (歩ける環境推進課)	1
平成23年告示第57号(芸術文化ホール等の指定管理者の指定について)の変更について (文化政策課)	2
包括外部監査契約の締結について(行政経営課)	2
平成23年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことについて(資産税課)	2
地縁による団体の告示された事項の変更について(市民参画課)	3
平成23年度の国民健康保険料の料率等について(医療保険課)	3
都市計画の決定について(都市計画課)	5
都市計画の変更について(")	5
平成7年告示第153号(兼用工作物の管理の方法を定めたことについて)の変更について(緑と花の課)	5
建築基準法第52条第8項第1号に規定する区域の指定について(建築指導課)	5
市道の路線の認定について(道路管理課)	6
市道の区域の決定について(")	8
道路の供用の開始について(")	9

専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について(")	11
公 告	
浄化槽保守点検業者の登録について(環境指導課)	11
浄化槽保守点検業者の登録の更新について(")	11
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について(")	12
予防接種を行うことについて(健康総務課)	12
開発行為に関する工事の完了について(建築指導課)	13
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて(農業委員会事務局)	13
公 営 企 業 告 示	
公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について(建設課)	13
公 営 企 業 公 告	
指定給水装置工事事業者の指定について(企業総務課)	14
下水道排水設備工事事業者の指定について(")	14
平成23年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について(建設課)	14

告 示

●金沢市告示第103号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により、次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

平成23年4月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

名 称	位 置	駐車できる自転車等の区分	入場及び出場の時間	利用に供する期間
金沢市営金沢駅第4自転車駐車場	金沢市昭和町632番地1	自転車 原動機付自転車	午前6時から 午後10時まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町丙1番地	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
金沢市営鳴和第1自転車駐車場	金沢市大樋町41番地	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで

金沢市営鳴和第2自転車駐車場	金沢市大樋町47番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
金沢市営武蔵自転車駐車場	金沢市武蔵町424番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場	金沢市小將町21番地	自転車	午前零時から 午後12時まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで

備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（2輪又は3輪のものに限る。）及び身体障害者用の車いすをいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（2輪又は3輪のものに限る。）をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

●金沢市告示第104号

平成23年金沢市告示第57号（芸術文化ホールの指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
指定管理者の名称	財団法人 金沢芸術創造財団	公益財団法人 金沢芸術創造財団	平成23年4月1日

●金沢市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 契約の期間の始期
平成23年4月1日
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 契約を締結した者の氏名及び住所
池田 裕之
金沢市山科1丁目11番35号
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払う。ただし、必要に応じ、概算で支払うことができる。

●金沢市告示第106号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成23年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

平成23年4月1日

●金沢市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年4月1日

区 分	変更事項	変 更 前			変 更 後			変更年月日
田上本町 町会	代表者の氏名及び住所	上田 義雄 金沢市田上本町ヲ9番甲地			岡本 明男 金沢市田上本町レ8番地			平成23年 1月16日
	規約に定める目的	この会は、その区域の住民相互の連絡、環境整備、会館施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。			本会は、会員相互の親睦と、会内外の諸団体との連携をはかり、地域住民の福祉向上と生活環境の整備・発展に寄与することを目的とする。			平成23年 3月11日
	区 域	町の名	字	地番	町の名	字	地番	
		田上本町	ヲ、テ、ヨ、タ、レ、ソ、チ、リ、ト、3、6、7、8、9	全部	田上本町	エ、コ、カ、ヲ、テ、ヨ、タ、レ、ソ、イ、一、十、金沢市田上本町土地区画整理事業施行地区内1～97街区	全部	
主たる事務所の所在地	金沢市田上本町ヲ103番地			金沢市田上本町ヲ103番地2				
双葉町会	代表者の氏名及び住所	竹越 静夫 金沢市駅西新町1丁目28番11号			新 秀一 金沢市駅西新町1丁目27番16号			平成23年 2月20日
御所町一丁目町会	代表者の氏名及び住所	福井 利仁 金沢市御所町1丁目245番地			笠井 真次 金沢市御所町1丁目35番地			平成23年 3月6日
疋田町会	代表者の氏名及び住所	泉 外志広 金沢市疋田1丁目236番地			麦田 徹 金沢市疋田2丁目129番地			平成23年 4月1日
玉鉾3丁目町会	代表者の氏名及び住所	玉村 治男 金沢市玉鉾3丁目161番地			玉井 重治 金沢市玉鉾3丁目160番地			平成23年 4月1日
金川町町会	主たる事務所の所在地	金沢市金川町イ172番地			金沢市金川町イ12番地			平成23年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	浦 与蔵 金沢市金川町イ172番地			下橋 純一 金沢市金川町イ12番地			

●金沢市告示第108号

平成23年度の金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率及び条例第31条第1項の規定により基礎賦課額から減額する額並びに条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び条例第31条第5項において準用する同条第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

平成23年4月1日

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 市民税所得割額の年100分の240 (1月当たり100分の20)
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円 (1月当たり2,000円)
 - (3) 世帯別平等割
特定世帯以外の世帯 1世帯につき年24,000円 (1月当たり2,000円)
特定世帯 1世帯につき年12,000円 (1月当たり1,000円)
- 2 基礎賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
ア 被保険者1人につき年16,800円 (1月当たり1,400円)
イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年16,800円 (1月当たり1,400円)
特定世帯 1世帯につき年8,400円 (1月当たり700円)
 - (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
ア 被保険者1人につき年12,000円 (1月当たり1,000円)
イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年12,000円 (1月当たり1,000円)
特定世帯 1世帯につき年6,000円 (1月当たり500円)
 - (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
ア 被保険者1人につき年4,800円 (1月当たり400円)
イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年4,800円 (1月当たり400円)
特定世帯 1世帯につき年2,400円 (1月当たり200円)
- 3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
- (1) 所得割 市民税所得割額の年100分の60 (1月当たり100分の5)
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年6,960円 (1月当たり580円)
 - (3) 世帯別平等割
特定世帯以外の世帯 1世帯につき年6,720円 (1月当たり560円)
特定世帯 1世帯につき年3,360円 (1月当たり280円)
- 4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額
ア 被保険者1人につき年4,872円 (1月当たり406円)
イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年4,704円 (1月当たり392円)
特定世帯 1世帯につき年2,352円 (1月当たり196円)
 - (2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額
ア 被保険者1人につき年3,480円 (1月当たり290円)
イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年3,360円 (1月当たり280円)
特定世帯 1世帯につき年1,680円 (1月当たり140円)
 - (3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額
ア 被保険者1人につき年1,392円 (1月当たり116円)
イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年1,344円 (1月当たり112円)
特定世帯 1世帯につき年672円 (1月当たり56円)
- 5 介護納付金賦課額の保険料率
- (1) 所得割 市民税所得割額の年100分の84 (1月当たり100分の7)
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年9,120円 (1月当たり760円)
 - (3) 世帯別平等割 1世帯につき年5,160円 (1月当たり430円)
- 6 介護納付金賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額
ア 被保険者1人につき年6,384円 (1月当たり532円)
イ 1世帯につき年3,612円 (1月当たり301円)
 - (2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額
ア 被保険者1人につき年4,560円 (1月当たり380円)
イ 1世帯につき年2,580円 (1月当たり215円)

(3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額

ア 被保険者1人につき年1,824円(1月当たり152円)

イ 1世帯につき年1,032円(1月当たり86円)

●金沢市告示第109号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市小坂町、三池町及び高柳町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	ガーデンシティ 小坂地区
金沢都市計画 伝統的建造物群 保存地区	金沢市鶯町、子来町、東山1丁目、東山2丁目及び山の上町の各一部		卯辰山麓 伝統的建造物群 保存地区

●金沢市告示第110号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金 沢 都 市 計 画 用 途 地 域	金沢市大河端町、須崎町、直江町及び南新保町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	
金 沢 都 市 計 画 特 別 用 途 地 区 (大規模集客施設制限地区)	金沢市大河端町の各一部		

●金沢市告示第111号

平成7年告示第153号(兼用工作物の管理の方法を定めたことについて)の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

第2項中「金沢市兼六町81番1地先および」を削る。

第3項第1号中「および照明灯」を削る。

●金沢市告示第112号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第52条第8項第1号に規定する区域を指定したので、次のとおり告示し、当該区域の指定に係る関係図書を金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において公衆の縦覧に供します。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

指定した土地の区域
金沢市大河端町、須崎町、直江町及び南新保町の各一部

●金沢市告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1216	鈴見台5丁目線 8号	鈴見台5丁目 149番 2先から	
		鈴見台5丁目 149番 1先まで	
1318	小立野3丁目線 27号	小立野3丁目 983番 3先から	
		小立野3丁目 983番 2先まで	
1621	長坂2丁目線 18号	長坂2丁目 4番 10先から	
		長坂2丁目 4番 12先まで	
3025	二塚25号 古府町南線 32号	古府1丁目 206番 5先から	
		古府1丁目 206番 8先まで	
3516	弓取16号 諸江町下丁線 45号	諸江町下丁 122番 1先から	
		諸江町下丁 122番 5先まで	
3607	戸板7号 示野町線 47号	戸板第二土地区画整理事業地内 107街区 4番 先から	
		戸板第二土地区画整理事業地内 107街区 1番 先まで	
3607	戸板7号 示野町線 48号	戸板第二土地区画整理事業地内 107街区 5番 先から	
		戸板第二土地区画整理事業地内 107街区 7番 先まで	
3607	戸板7号 示野町線 49号	戸板第二土地区画整理事業地内 98街区 20番 先から	
		戸板第二土地区画整理事業地内 98街区 13番 先まで	
3607	戸板7号 示野町線 50号	戸板第二土地区画整理事業地内 97街区 1番 先から	
		戸板第二土地区画整理事業地内 98街区 12番 先まで	
3607	戸板7号 示野町線 51号	戸板第二土地区画整理事業地内 96街区 10番 先から	
		戸板第二土地区画整理事業地内 96街区 7-1番 先まで	
3609	戸板9号 桜田町線 24号	戸板第二土地区画整理事業地内 55街区 10番 先から	
		戸板第二土地区画整理事業地内 55街区 6-1番 先まで	
3609	戸板9号 桜田町線 25号	戸板第二土地区画整理事業地内 56街区 20番 先から	
		戸板第二土地区画整理事業地内 56街区 11番 先まで	
3615	戸板15号 出雲町線 27号	戸板第二土地区画整理事業地内 38街区 1番 先から	
		戸板第二土地区画整理事業地内 40街区 1番 先まで	
3615	戸板15号 出雲町線 28号	戸板第二土地区画整理事業地内 38街区 2番 先から	
		戸板第二土地区画整理事業地内 38街区 1番 先まで	
3623	戸板23号 戸板北線 20号	戸板第二土地区画整理事業地内 22街区 10番 先から	
		戸板第二土地区画整理事業地内 22街区 11番 先まで	
3623	戸板23号 戸板北線 21号	戸板第二土地区画整理事業地内 22街区 1番 先から	
		戸板第二土地区画整理事業地内 18A街区 7-1番 先まで	
3623	戸板23号 戸板北線 22号	戸板第二土地区画整理事業地内 21街区 6-1番 先から	
		戸板第二土地区画整理事業地内 21街区 10-1番 先まで	
3623	戸板23号 戸板北線 23号	戸板第二土地区画整理事業地内 59街区 4番 先から	
		戸板第二土地区画整理事業地内 19街区 2番 先まで	
3623	戸板23号 戸板北線 24号	戸板第二土地区画整理事業地内 26街区 1番 先から	
		戸板第二土地区画整理事業地内 26街区 9番 先まで	
3623	戸板23号 戸板北線 25号	戸板第二土地区画整理事業地内 57街区 1番 先から	
		戸板第二土地区画整理事業地内 58街区 6番 先まで	

3623	戸 板 23号	戸板第二土地区画整理事業地内	61街区	1番	先から	
	戸 板 北 線 26号	戸板第二土地区画整理事業地内	60街区	4番	先まで	
3623	戸 板 23号	戸板第二土地区画整理事業地内	65街区	10番	先から	
	戸 板 北 線 27号	戸板第二土地区画整理事業地内	65街区	5番	先まで	
3623	戸 板 23号	戸板第二土地区画整理事業地内	62街区	14番	先から	
	戸 板 北 線 28号	戸板第二土地区画整理事業地内	58街区	7番	先まで	
3623	戸 板 23号	戸板第二土地区画整理事業地内	69街区	1番	先から	
	戸 板 北 線 29号	戸板第二土地区画整理事業地内	69街区	1番	先まで	
3623	戸 板 23号	戸板第二土地区画整理事業地内	65街区	4番	先から	
	戸 板 北 線 30号	戸板第二土地区画整理事業地内	61街区	17番	先まで	
3623	戸 板 23号	戸板第二土地区画整理事業地内	62街区	1番	先から	
	戸 板 北 線 31号	戸板第二土地区画整理事業地内	62街区	7番	先まで	
3623	戸 板 23号	戸板第二土地区画整理事業地内	63街区	2番	先から	
	戸 板 北 線 32号	戸板第二土地区画整理事業地内	63街区	7番	先まで	
3623	戸 板 23号	戸板第二土地区画整理事業地内	67街区	10番	先から	
	戸 板 北 線 33号	戸板第二土地区画整理事業地内	67街区	3番	先まで	
3623	戸 板 23号	戸板第二土地区画整理事業地内	68街区	4番	先から	
	戸 板 北 線 34号	戸板第二土地区画整理事業地内	68街区	6番	先まで	
3716	鞍 月 16号	御 供 田 町 口	63番	3	先から	
	御 供 田 町 線 21号	大 友 町 八	43番	1	先まで	
3716	鞍 月 16号	御 供 田 町 口	95番	3	先から	
	御 供 田 町 線 22号	御 供 田 町 口	95番	14	先まで	
3716	鞍 月 16号	御 供 田 町 八	1番	3	先から	
	御 供 田 町 線 23号	御 供 田 町 八	1番	11	先まで	
3809	押 野 9号	矢 木 3 丁 目	75番	11	先から	
	矢 木 3 丁 目 線 16号	矢 木 3 丁 目	75番	22	先まで	
3809	押 野 9号	矢 木 3 丁 目	75番	1	先から	
	矢 木 3 丁 目 線 17号	矢 木 3 丁 目	75番	6	先まで	
3829	押 野 29号	新 保 本 3 丁 目	118番	8	先から	
	新 保 本 町 線 56号	新 保 本 3 丁 目	118番	2	先まで	
3904	額 4号	馬 替 3 丁 目	24番	4	先から	
	馬 替 3 丁 目 線 14号	馬 替 3 丁 目	24番	2	先まで	
3904	額 4号	馬 替 3 丁 目	35番	2	先から	
	馬 替 3 丁 目 線 15号	馬 替 3 丁 目	36番	1	先まで	
3904	額 4号	馬 替 3 丁 目	25番	3	先から	
	馬 替 3 丁 目 線 16号	馬 替 3 丁 目	25番	5	先まで	
3928	額 28号	四 十 万 町 里	5番	6	先から	
	四 十 万 町 東 線 81号	四 十 万 町 里	5番	5	先まで	
4017	三 馬 17号	泉 本 町 1 丁 目	187番	1	先から	
	泉 本 町 1 丁 目 線 18号	泉 本 町 1 丁 目	187番	4	先まで	
4310	崎 浦 10号	土 清 水 2 丁 目	149番	6	先から	
	土 清 水 町 線 51号	土 清 水 2 丁 目	149番	2	先まで	
4432	小 坂 32号	金 市 町 八	14番	4	先から	
	金 市 町 線 13号	金 市 町 八	14番	6	先まで	
4432	小 坂 32号	金 市 町 八	33番	16	先から	
	金 市 町 線 14号	金 市 町 八	33番	20	先まで	
4432	小 坂 32号	金 市 町 二	1番	4	先から	
	金 市 町 線 15号	金 市 町 二	30番	7	先まで	

4446	小坂46号 高柳町線30号	高柳町 高柳町	二字 一字	79番1 58番1	先から 先まで	
4446	小坂46号 高柳町線31号	高柳町 高柳町	一字 一字	68番1 44番1	先から 先まで	

●金沢市告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	鈴見台5丁目線8号	5.0 ~ 10.0	19
一般市道	小立野3丁目線27号	5.0	20
一般市道	長坂2丁目線18号	6.0	30
一般市道	二塚25号古府町南線32号	6.0	34
一般市道	弓取16号諸江町下丁線45号	6.0	35
一般市道	戸板7号示野町線47号	6.0	176
一般市道	戸板7号示野町線48号	6.0	44
一般市道	戸板7号示野町線49号	6.0	127
一般市道	戸板7号示野町線50号	6.0	82
一般市道	戸板7号示野町線51号	6.0	82
一般市道	戸板9号桜田町線24号	6.0	103
一般市道	戸板9号桜田町線25号	6.0	111
一般市道	戸板15号出雲町線27号	6.0	59
一般市道	戸板15号出雲町線28号	6.0	89
一般市道	戸板23号戸板北線20号	6.0	40
一般市道	戸板23号戸板北線21号	6.0	264
一般市道	戸板23号戸板北線22号	5.9	107
一般市道	戸板23号戸板北線23号	6.0 ~ 17.0	249
一般市道	戸板23号戸板北線24号	3.9	40
一般市道	戸板23号戸板北線25号	6.0	195
一般市道	戸板23号戸板北線26号	6.0	170
一般市道	戸板23号戸板北線27号	6.0	105
一般市道	戸板23号戸板北線28号	6.0	431
一般市道	戸板23号戸板北線29号	6.0	67
一般市道	戸板23号戸板北線30号	5.9	150
一般市道	戸板23号戸板北線31号	6.0	94
一般市道	戸板23号戸板北線32号	6.0	72
一般市道	戸板23号戸板北線33号	6.0 ~ 12.0	51
一般市道	戸板23号戸板北線34号	2.7 ~ 3.9	72
一般市道	鞍月16号御供田町線21号	5.6 ~ 6.1	247
一般市道	鞍月16号御供田町線22号	5.0 ~ 5.6	117
一般市道	鞍月16号御供田町線23号	5.6 ~ 6.1	172
一般市道	押野9号矢木3丁目線16号	6.0	39
一般市道	押野9号矢木3丁目線17号	6.0	41

一般市道	押野29号新保本町線56号	6.0	78
一般市道	額4号馬替3丁目線14号	6.1	28
一般市道	額4号馬替3丁目線15号	6.1	38
一般市道	額4号馬替3丁目線16号	4.7	26
一般市道	額28号四十万町東線81号	5.0	30
一般市道	三馬17号泉本町1丁目線18号	6.0	34
一般市道	崎浦10号土清水町線51号	6.0 ~ 12.0	39
一般市道	小坂32号金市町線13号	5.0	43
一般市道	小坂32号金市町線14号	6.0 ~ 12.0	42
一般市道	小坂32号金市町線15号	5.0	87
一般市道	小坂46号高柳町線30号	9.0 ~ 11.5	303
一般市道	小坂46号高柳町線31号	7.0	85

●金沢市告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間			供用開始日
鈴見台5丁目線8号	鈴見台5丁目	149番	2先から	平成23年4月1日
	鈴見台5丁目	149番	1先まで	
小立野3丁目線27号	小立野3丁目	983番	3先から	"
	小立野3丁目	983番	2先まで	
長坂2丁目線18号	長坂2丁目	4番	10先から	"
	長坂2丁目	4番	12先まで	
二塚25号 古府町南線32号	古府1丁目	206番	5先から	"
	古府1丁目	206番	8先まで	
弓取16号 諸江町下丁線45号	諸江町下丁	122番	1先から	"
	諸江町下丁	122番	5先まで	
戸板7号 示野町線47号	戸板第二土地区画整理事業地内	107街区	4番 先から	"
	戸板第二土地区画整理事業地内	107街区	1番 先まで	
戸板7号 示野町線48号	戸板第二土地区画整理事業地内	107街区	5番 先から	"
	戸板第二土地区画整理事業地内	107街区	7番 先まで	
戸板7号 示野町線49号	戸板第二土地区画整理事業地内	98街区	20番 先から	"
	戸板第二土地区画整理事業地内	98街区	13番 先まで	
戸板7号 示野町線50号	戸板第二土地区画整理事業地内	97街区	1番 先から	"
	戸板第二土地区画整理事業地内	98街区	12番 先まで	
戸板7号 示野町線51号	戸板第二土地区画整理事業地内	96街区	10番 先から	"
	戸板第二土地区画整理事業地内	96街区	7-1番 先まで	
戸板9号 桜田町線24号	戸板第二土地区画整理事業地内	55街区	10番 先から	"
	戸板第二土地区画整理事業地内	55街区	6-1番 先まで	
戸板9号 桜田町線25号	戸板第二土地区画整理事業地内	56街区	20番 先から	"
	戸板第二土地区画整理事業地内	56街区	11番 先まで	
戸板15号 出雲町線27号	戸板第二土地区画整理事業地内	38街区	1番 先から	"
	戸板第二土地区画整理事業地内	40街区	1番 先まで	

金 沢 市 公 報

戸 出 雲 町	板 15号 線 28号	戸板第二土地区画整理事業地内	38街区	2番	先から	"
		戸板第二土地区画整理事業地内	38街区	1番	先まで	
戸 戸 板 北	板 23号 線 20号	戸板第二土地区画整理事業地内	22街区	10番	先から	"
		戸板第二土地区画整理事業地内	22街区	11番	先まで	
戸 戸 板 北	板 23号 線 21号	戸板第二土地区画整理事業地内	22街区	1番	先から	"
		戸板第二土地区画整理事業地内	18A街区	7-1番	先まで	
戸 戸 板 北	板 23号 線 22号	戸板第二土地区画整理事業地内	21街区	6-1番	先から	"
		戸板第二土地区画整理事業地内	21街区	10-1番	先まで	
戸 戸 板 北	板 23号 線 23号	戸板第二土地区画整理事業地内	59街区	4番	先から	"
		戸板第二土地区画整理事業地内	19街区	2番	先まで	
戸 戸 板 北	板 23号 線 24号	戸板第二土地区画整理事業地内	26街区	1番	先から	"
		戸板第二土地区画整理事業地内	26街区	9番	先まで	
戸 戸 板 北	板 23号 線 25号	戸板第二土地区画整理事業地内	57街区	1番	先から	"
		戸板第二土地区画整理事業地内	58街区	6番	先まで	
戸 戸 板 北	板 23号 線 26号	戸板第二土地区画整理事業地内	61街区	1番	先から	"
		戸板第二土地区画整理事業地内	60街区	4番	先まで	
戸 戸 板 北	板 23号 線 27号	戸板第二土地区画整理事業地内	65街区	10番	先から	"
		戸板第二土地区画整理事業地内	65街区	5番	先まで	
戸 戸 板 北	板 23号 線 28号	戸板第二土地区画整理事業地内	62街区	14番	先から	"
		戸板第二土地区画整理事業地内	58街区	7番	先まで	
戸 戸 板 北	板 23号 線 29号	戸板第二土地区画整理事業地内	69街区	1番	先から	"
		戸板第二土地区画整理事業地内	69街区	1番	先まで	
戸 戸 板 北	板 23号 線 30号	戸板第二土地区画整理事業地内	65街区	4番	先から	"
		戸板第二土地区画整理事業地内	61街区	17番	先まで	
戸 戸 板 北	板 23号 線 31号	戸板第二土地区画整理事業地内	62街区	1番	先から	"
		戸板第二土地区画整理事業地内	62街区	7番	先まで	
戸 戸 板 北	板 23号 線 32号	戸板第二土地区画整理事業地内	63街区	2番	先から	"
		戸板第二土地区画整理事業地内	63街区	7番	先まで	
戸 戸 板 北	板 23号 線 33号	戸板第二土地区画整理事業地内	67街区	10番	先から	"
		戸板第二土地区画整理事業地内	67街区	3番	先まで	
戸 戸 板 北	板 23号 線 34号	戸板第二土地区画整理事業地内	68街区	4番	先から	"
		戸板第二土地区画整理事業地内	68街区	6番	先まで	
鞍 御 供 田 町	月 16号 線 21号	御 供 田 町 口	63番	3	先から	"
		大 友 町 八	43番	1	先まで	
鞍 御 供 田 町	月 16号 線 22号	御 供 田 町 口	95番	3	先から	"
		御 供 田 町 口	95番	14	先まで	
鞍 御 供 田 町	月 16号 線 23号	御 供 田 町 八	1番	3	先から	"
		御 供 田 町 八	1番	11	先まで	
押 矢 木 3 丁 目	野 9号 線 16号	矢 木 3 丁 目	75番	11	先から	"
		矢 木 3 丁 目	75番	22	先まで	
押 矢 木 3 丁 目	野 9号 線 17号	矢 木 3 丁 目	75番	1	先から	"
		矢 木 3 丁 目	75番	6	先まで	
押 新 保 本 町	野 29号 線 56号	新 保 本 3 丁 目	118番	8	先から	"
		新 保 本 3 丁 目	118番	2	先まで	
額 馬 替 3 丁 目	4号 線 14号	馬 替 3 丁 目	24番	4	先から	"
		馬 替 3 丁 目	24番	2	先まで	
額 馬 替 3 丁 目	4号 線 15号	馬 替 3 丁 目	35番	2	先から	"
		馬 替 3 丁 目	36番	1	先まで	

額 4号 馬 替 3 丁目線 16号	馬 替 3 丁目 馬 替 3 丁目	25番 3先から 25番 5先まで	"
額 28号 四 十 万 町 東 線 81号	四 十 万 町 東 線 四 十 万 町 東 線	5 番 6 先から 5 番 5 先まで	"
三 馬 17号 泉 本 町 1 丁目線 18号	泉 本 町 1 丁目 泉 本 町 1 丁目	187番 1先から 187番 4先まで	"
崎 浦 10号 土 清 水 町 線 51号	土 清 水 2 丁目 土 清 水 2 丁目	149番 6先から 149番 2先まで	"
小 坂 32号 金 市 町 線 13号	金 市 町 八 金 市 町 八	14番 4先から 14番 6先まで	"
小 坂 32号 金 市 町 線 14号	金 市 町 八 金 市 町 八	33番 16先から 33番 20先まで	"
小 坂 32号 金 市 町 線 15号	金 市 町 二 金 市 町 二	1 番 4 先から 30番 7先まで	"

●金沢市告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定する道路の路線名
戸板23号戸板北線24号
戸板23号戸板北線34号
- 2 指定する期日
平成23年4月1日

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので公告します。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
80	近畿環境サービス 株式会社	大阪市西淀川区歌島2丁目1番12号	平成23年3月23日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
1	徳野設備工業 株式会社	金沢市神宮寺2丁目5番3号	平成23年4月1日
2	アムズ 株式会社	金沢市西泉3丁目92番地	平成23年4月1日
8	ニッコー 株式会社	白山市相木町383番地	平成23年4月1日
9	石川環境設備 株式会社	金沢市横川5丁目258番地	平成23年4月1日
11	北陸総合ビル管理 株式会社	金沢市新保本4丁目26番地1	平成23年4月1日

12	大環境エンジニアリング 株式会社	金沢市玉鉾2丁目167番地2	平成23年4月1日
13	金沢環境管理 株式会社	金沢市増泉3丁目17番1号	平成23年4月1日
15	株式会社 西原ネオ	東京都港区芝浦3丁目6番18号	平成23年4月1日
16	金沢市清掃 株式会社	金沢市東力2丁目47番地48番地	平成23年4月1日
18	株式会社 金沢環境サービス公社	金沢市御影町23番10号	平成23年4月1日
22	株式会社 施設管理	金沢市山科3丁目3番3号	平成23年4月1日
24	株式会社 石川住宅管理	金沢市福久町八22番地2	平成23年4月1日
32	有限会社 リリーフ	金沢市東力2丁目120番地	平成23年4月1日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
74	Total Maintenance 株式会社	加賀市山田町ワ7番地6	平成23年3月7日

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 予防接種の種類
急性灰白髄炎
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を行う期日及び場所

予防接種を行う期日	予防接種を行う主たる場所	
	名 称	所 在 地
平成23年5月9日（月）	金沢市ものづくり会館	金沢市粟崎町4丁目80番地1
	石川県立武道館	金沢市小坂町西8番地3
平成23年5月13日（金）	金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4番25号
平成23年5月18日（水）	森本市民体育館	金沢市弥勒町ヨ50番地1
	上若松町会館	金沢市上若松59番地
平成23年5月23日（月）	金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4番25号
	金沢市安原公民館	金沢市福増町北1067番地
平成23年5月27日（金）	金沢市教育プラザ富樫	金沢市富樫3丁目10番1号
平成23年5月30日（月）	金沢市教育プラザ富樫	金沢市富樫3丁目10番1号
	金沢市泉野福祉健康センター	金沢市泉野町6丁目15番地5号
平成23年5月31日（火）	金沢市元町福祉健康センター	金沢市元町1丁目12番12号
平成23年6月3日（金）	金沢市教育プラザ富樫	金沢市富樫3丁目10番1号
	金沢市西南部公民館	金沢市西金沢3丁目684番地
平成23年6月6日（月）	金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4番25号

- 4 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市割出町525番1、525番3から525番6まで及び526番4	金沢市諸江町26番7号 株式会社 アプリケーション 代表取締役 垣内申治	道路 金沢市割出町525番6及び526番4
金沢市松村7丁目76番1、76番3から76番6まで及び146番の一部	金沢市二ツ屋町7番29号 株式会社 エム・ティ・エステート 代表取締役 松井利文	道路 松村7丁目76番1及び146番の一部
金沢市三池町174番1及び174番5から174番9まで	金沢市古府2丁目111番地 株式会社 シマツエーステート 代表取締役 藤井康成	道路 金沢市三池町174番9
金沢市有松2丁目137番1から137番9まで	金沢市泉野町1丁目9番9号 中央土地建物株式会社 代表取締役 高澤和浩	道路 金沢市有松2丁目137番9
金沢市高柳町二字18番1及び114番並びに高柳町三字1番1、5番2、6番2及び7番1並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市笠舞本町1丁目1番6号 株式会社 フードあぶらや 代表取締役 油屋秀	

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成23年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第10号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成23年4月1日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成23年4月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 戸板第二土地区画整理事業地の一部
 - (2) 館山町及び野田土地区画整理事業地の各一部
 - (3) 南森本町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。

- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
- (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町八272番地
名称 西部水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成23年4月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成23年4月1日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	所在地
526	デンスイ	白山市あさひ荘苑3丁目76番地
527	おもて設備工業	かほく市外日角八89番地28
528	福田設備	白山市宮永町294番地

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成23年4月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成23年4月1日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	所在地
553	デンスイ	白山市あさひ荘苑3丁目76番地
554	福田設備	白山市宮永町294番地

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

平成23年4月1日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

第4負担区

戸板第二土地区画整理事業地の一部

第6負担区

副都心北部大友土地区画整理事業地及び副都心北部直江土地区画整理事業地の各一部

第7負担区

赤土町、今町、岩出町、梅田町、上辰巳町、観法寺町、佐奇森町、専光寺町、高柳町、辰巳町、戸板第二土地区画整理事業地、副都心北部大友土地区画整理事業地、副都心北部大河端土地区画整理事業地、副都心北部直江土地区画整理事業地、二日市町及び南森本町の各一部

平成23年(2011年)4月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成23年(2011年)4月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	